

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

なお、本プロポーザルは令和2年度以降の契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とします。

令和2年1月9日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名 子ども・若者部情報誌「せたがやの子育て」編集等委託

(2) 業務内容

年4回発行する子ども・若者部情報誌「せたがやの子育て」の編集等業務
(初回(53号)は令和2年7月1日発行予定)

① 「せたがやの子育て」企画支援業務

i) 編集会議の出席(各号2回程度、1回1時間程度)

ii) 作成工程表(案)の作成

iii) 紙面構成(案)の作成

iv) 取材同行(各号4回程度、1回2時間程度)・写真撮影

v) 原稿作成

② 編集・デザイン業務

i) 区民に分かりやすく編集し、紙面に割付等を行う

ii) イラスト・地図等の作成

iii) 校正

iv) 印刷用データ(IllustratorCC2018)作成、及び出力したものを提出

③ 色校正等管理業務

i) 色校正

ii) 文字等の修正が必要な場合は、印刷用データを修正する

④ 作成データ等の納品

i) 印刷用データ(IllustratorCC2018)

ii) PDFファイルデータ

(3) 履行期間 令和2年4月10日～令和3年3月31日(予定)

2 参加資格

申込の時点において、当事業の実施が可能なもので、以下の要件を満たすもの。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・区市町村民税に滞納がないこと。

(5) 平成27年度以降、「子ども・子育て」や「市民による地域活動」に関連する内容の広報紙・情報誌やパンフレットの編集について、実績があること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 提案書の内容について

① 企画方針

本事業の実施目的と期待される効果を十分理解して提案していること。

② 令和2年度の編集テーマ

乳幼児を子育て中の区民のニーズを反映していること。

③ 「せたがやの子育て」53号のラフスケッチ

乳幼児を子育て中の区民が、手に取りやすく読みやすいレイアウトであること。

④ 「せたがやの子育て」53号の取材先イメージ

提案されたテーマに沿った内容であること。

⑤ 「せたがやの子育て」53号の作成工程表

具体的で適切な工程であること。

(2) 見積り額の金額、内容が妥当なものであること

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課子育て支援

住 所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 区役所第1庁舎5階

電 話：03-5432-2569

FAX：03-5432-3081

お問い合わせは、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期 間：令和2年1月9日（木）より1月23日（木）正午まで

②場 所：上記（1）に同じ

③方 法：上記担当課での手渡し、ファクシミリ、ホームページからのダウンロード。

なお、土日・祝日はホームページのみとする。

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

①期 限：令和2年1月23日（木）正午必着

②場 所：上記（1）に同じ

③方 法：持参または郵送（郵送の場合、郵便事故等による遅延等について、区は責任を負わない）。

(4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

①期 限：令和2年2月21日（金）正午必着

②場 所：上記（1）に同じ

③方 法：持参または郵送（郵送の場合、郵便事故等による遅延等について、区は責任を負わない）。

(5) ヒアリングの実施日、実施場所、実施内容

令和2年1月24日（金）発送予定の招請通知発送以降に通知する。

※令和2年3月16日（月）を予定しているが、招請事業者数等により予定を変更する場合がある。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は、5（1）と同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。